

県連盟創立 75 周年記念事業特別委員会規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本ボーイスカウト栃木県連盟（以下「県連盟」という。）運営規程第 12 条 3 に基づき、県連盟創立 75 周年記念事業の実施に必要な特別委員会の設置について定めることを目的とする。

(任 務)

第 2 条 この特別委員会は、理事会の委任に基づき、県連盟創立 75 周年記念事業として、記念誌作成及び記念式典を挙行することを任務とする。

(任 期)

第 3 条 令和 5（2023）年度に本県連盟が創立 75 周年を迎えることから、この特別委員会の任期は、令和 5 年度末までとする。

(組 織)

第 4 条 この特別委員会は、次の委員をもって構成する。但し、委員長並びに副委員長は業務執行理事から充てる。なお、事務局長は、幹事役として会議に出席する。

- (1) 業務執行理事
- (2) 県連盟コミッショナー
- (3) 理事長の指名する者（10 名程度）
- (4) 各団から推薦された者 1 名（上記の者との重複は可とする）

(報 告)

第 5 条 委員長は、必要に応じて審議経過を理事会に報告するとともに、記念誌（案）及び記念式典（案）を作成したときは、理事会に報告しなければならない。

附 則

この規定は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。